|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 交付対象者 | 令和7年1月1日時点では事業運営していたが、令和7年2月1日から同年2月28日まで事業所側の都合で事業運営を休止した。その後、令和7年3月1日に事業運営を再開した場合は、交付対象となるか。 | 交付対象外です。 |
| 2 | 交付対象者 | 令和6年10月1日にはA法人のサービス事業所として事業運営していたが、令和7年2月1日で事業譲渡があり、運営がB法人となる場合、交付対象となるか。 | 交付対象となります。  この場合は、申請日時点の法人が申請してください。 |
| 3 | 交付対象者 | 令和7年2月1日開設の事業所は交付対象となるか。 | 交付対象外です。 |
| 4 | 交付対象者 | 一の事業所で、居宅介護と重度訪問介護や特定相談と一般相談をを運営している場合、それぞれ交付対象となるか。 | 訪問・相談系は、複数のサービスを運営している場合でも、１つの事業所として一律10,000円となります。 |
| 5 | 交付対象者 | 一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、介護保険課と障害福祉課が所管するサービス事業を実施しているが、それぞれ交付対象となるのか。 | それぞれ交付対象となります。  この場合は、介護保険課、障害福祉課それぞれに申請が必要です。 |
| 6 | 交付対象者 | 令和7年1月1日から利用者負担を増加したが、本支援金を活用するため、申請日前までに増加分を利用者に返還する予定である。 この場合、支援金申請にあたって挙証資料を提出する必要はあるか。 | 申請にあたり、増加分を利用者に返還した挙証資料の提出は不要です。  ただし、必要に応じ（例えば、増加分を利用者に返還していないにも関わらず、法人側が支援金を受領しているといった訴えがあった場合など）、障害福祉課から挙証資料の提示を求める場合があり、挙証資料を提示できない時は、実施要領8の「交付決定の取り消し及び支援金の返還」により返還を求める場合があります。 |
| 7 | 交付対象者 | 令和7年3月31日までに事業運営を廃止・休止した場合はどうなるか。 | 実施要領8「交付決定の取り消し及び支援金の返還」に基づき、返還いただきます。 |
| 8 | 支援金の額等 | 支援金の交付は、1法人につき1回限りとしているが、申請手続きも１回限りということか。 | 1法人につき1回限りです。 |
| 9 | 支援金の額等 | 支援金の交付は、1法人につき1回限りとしているが、申請書類に記載漏れがあった場合、後から追加申請することは可能か。 | 1法人につき1回限りの交付としているため、すでに交付決定により支援金が交付されている場合は、不可とします。申請の際には、記載内容に不備がないか（申請者は適当か、振込先と申請者は同一か、金額は正しいか、指定等を受けていない事業所名が記載されていないか、定員数は正しいか、など）を十分にご確認ください。 |
| 10 | 交付申請 | 交付申請の方法は。 | 通知のとおり、「越谷市電子申請届出サービス」により申請してください。 |
| 11 | 交付申請 | 交付申請後、支援金が交付されるまでの流れは。 | 交付申請書の提出（法人）  ↓ 受付・申請内容の確認（障害福祉課）  ↓ 申請の受理（障害福祉課）  ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書の送付（障害福祉課）  ↓ 口座振込（障害福祉課）  ↓ 支援金の交付（法人） |
| 12 | 申請期間 | 令和7年3月1日以降に申請したものは、交付対象となるか。 | 交付対象外です。 |
| 13 | 交付決定等 | 支援金は、申請後、どのくらいの日数で交付（振込）されるのか。 | 申請受理後、概ね30日以内に振り込む予定です。 |
| 14 | 実績報告 | 実績報告は提出しなくてよいか。 | 提出は不要です。ただし、関係書類等に関しては、市の補助金規則第22条の規定により、事業完了年度の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない、とされています。この期間中に、障害福祉課から必要に応じて挙証資料の確認等を行う場合がありますので、関係書類は適切に保管してください。 |